

住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況への効果に関する普及啓発事業

平成26年5月28日
国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（普及広報事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況への効果に関する普及啓発事業

（2）事業目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、特に2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定者等の増加が見込まれることなどから、高齢者の住まいの確保や、生活支援・介護・医療サービスの提供体制の確保を図ることが急務となるとともに、高齢者の健康状態をいかに維持・増進し続けていくか、介護予防が重要な課題となっている。また、障害者や子育て世帯においても、虚弱化予防や成人病予防などのための取組みが重要となっている。

高齢者等の健康状態の維持・増進に関しては、生活習慣改善などの個人の努力によるところが大きいとされる一方で、住生活空間の断熱化などの省エネルギー化が身体活動の活発化につながる効果があると考えられるなどから、健康の維持・増進に資する住生活空間のあり方を検証し、最適な住宅の普及を進めていく必要がある。

本事業は、住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況に対する効果について普及啓発を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者等の健康の維持・増進に資する住宅整備の推進を図ることを目的とする。

（3）事業内容

以下の事項に係る事業を実施する。

- ・住生活空間の省エネルギー化による健康状況への効果について普及啓発を図るために、全国各地域においてシンポジウム・研修会等を実施

（4）事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成26年6月下旬～平成27年3月31日

2. 対象事業者の要件

（1）別途実施する住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査

事業と連携・協力を行うとともに、全国各地域での活動では、地方公共団体の協力を得るなど波及効果の高い活動を実施すること

(2) 公公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(3) 技術能力に関する要件

- 医学や建築環境工学の学識経験者が連携・協力すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39-856)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail kumahara-s2uh@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成26年5月28日（水）から平成26年6月17日（火）
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成26年6月18日（水）18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。
- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) と同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日 法律第 42 号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があつた場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかつた申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。